

# 業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 令和4年度 働き方改革「企業経営者勉強会」開催に係る  
企画調整・運営管理等業務
- 2 履 行 場 所 広島県内
- 3 履 行 期 間 契約締結日 から  
令和5年3月31日 まで
- 4 委 託 料 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)  
の範囲内で別紙「内訳書」の項目を合算した金額
- 5 契約保証金
- 6 特 約 事 項
- (1) 業務委託契約約款第28条第4項, 同条第6項, 第45条第2項及び第48条第1項の規定の適用については, 「委託料」とあるのは, 上記「4 委託料の総額を指すもの」とする。
- (2) 上記の業務について, 発注者と受注者とは, 各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し, 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
- (3) 約款第30条第1項に定める受注者が発注者に行う業務完了通知については, 完了の日から起算して10日以内又は令和5年4月10日のいずれか早い期日までに, 業務実績報告書を提出することによるものとする。
- (4) 発注者は, 約款第31条の規定にかかわらず, 受注者の請求により必要があると認めるときは, 委託料を概算払することができる。  
受注者は, 委託料の概算払を請求しようとするときは, 委託料概算払請求書を発注者に提出するものとし, 概算払を受けたときは, 委託業務実績報告書に合わせて, 委託料概算払精算書を発注者に提出し, 発注者の指示に従い過不足額を精算するものとする。

この契約の締結を証するため, 契約書2通を作成し, 当事者記名・押印の上, 各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県  
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

受注者 住所

氏名